

令和7年度（2025年度）

# 居宅訪問型保育事業者に対する 集団指導

1

福祉部指導監査課 児童担当

# はじめに

## 集団指導の目的

- ◆児童福祉法第59条第1項に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環として実施  
(年1回以上行う立ち入り調査に代えて集団指導を実施)

# 目次

第1章 認可外保育施設の概要

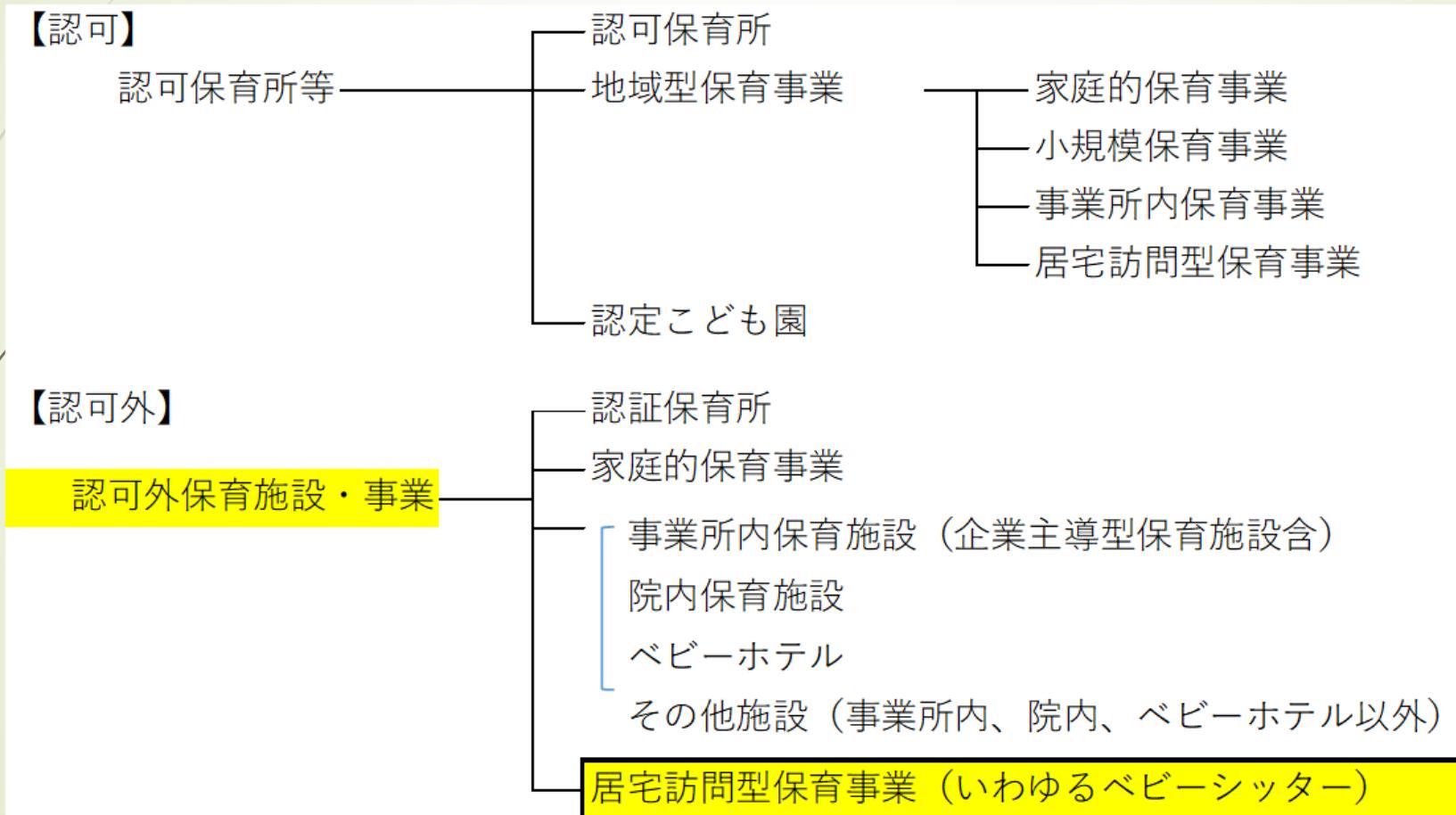
第2章 認可外保育施設指導監督基準について

第3章 保育の無償化について

第4章 日々の運営においての注意点

第5章 自主点検表について

# 第1章 認可外保育施設の概要



# 指導検査における実施方針について

- ◆ 八王子市では、八王子市保育施設等指導検査実施方針をもとに検査を実施しており、その方針は八王子市のホームページからみることができます。  
詳細は、トップ > くらしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査 > 児童福祉施設等の指導監査について に、下記のとおりに掲載していますので、ご確認ください。

## 指導検査実施方針

令和7年度（2025年度）における基本方針や重点項目、検査対象の選定方法等について定めています。

- [令和7年度\(2025年度\)八王子市保育施設等指導検査実施方針 \(PDF形式 290キロバイト\)](#)

## 【特別指導検査】とは

特別指導検査は次の場合が対象となります。

### ○八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱

- ・死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合等に実施

### ○認可外保育施設に対する指導監督要綱

- ・改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合、その改善状況を確認するとき。  
また、回答期限が経過しても報告がないとき。
- ・市長は必要があると認めるとき

## 第2章 認可外保育施設指導監督基準について

### ◆市のホームページ

トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 子育て施設情報 > 幼稚園・保育施設 >  
その他認可外保育施設 > 認可外保育施設の開設をお考えの方へ



### 設備・運営等に係る基準

- ・認可外保育施設に対する指導監督要綱
- ・別表1 認可外保育施設指導監督基準
- ・別表2 評価基準
- ・別表2-3評価基準（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る）
- ・別表2-4評価基準（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る）

指導監督基準については八王子市子育て応援サイト、ホーム>組織から探す>保育幼稚園課>保育幼稚園課（給付担当）>認可外保育施設について（関連ファイル）認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和6年4月1日改正）

## 八王子市認可外保育施設指導監督基準 (指導基準項目)

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 5 保育内容
- 6 納食
- 7 健康管理及び安全確保
- 8 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿
- 10 設置者の経営姿勢

## 指導監督基準1 保育に従事する者の数及び資格

### 1. 原則、保育従事者一人に対して乳幼児1人

当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意している時には、例外として、これを適用しないことができる。

### 2. 保育に従事する者全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者、又は保育に従事する者に関する研修を修了した者

(例) 「家庭的保育者等基礎研修」「居宅訪問型保育基礎研修」「子育て支援員専門研修の地域保育コース受講者」

## 指導監督基準3 非常災害に対する措置

### ◆防災上の必要な措置について

地震、火災等の災害発生時における対処方法について、検討及び実施をしているか。

例えば、

- ・避難経路や消火用具の場所の確認
- ・事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなどの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所：トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > (就学前) 保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

参考資料名

保育施設のための防災ハンドブック  
防災訓練用対応ケース集



## 指導監督基準5 保育内容

- ◆児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- ◆児童の安全で清潔な環境（居住、寝具等の清潔）や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定め、実行すること。
- ◆漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない放任的な保育になっていないこと。

# 保育従事者の保育姿勢等

- ◆ 保育に従事する者の人間性と専門性の向上  
乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供するものとして適切な姿勢であること。
  - ◆ 乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう乳幼児の人権に十分に配慮すること
- 
- 保育所保育指針
  - 保育所保育指針解説
- 市のホームページから参考資料を見ることができます。  
現在の場所 : トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > (就学前) 保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

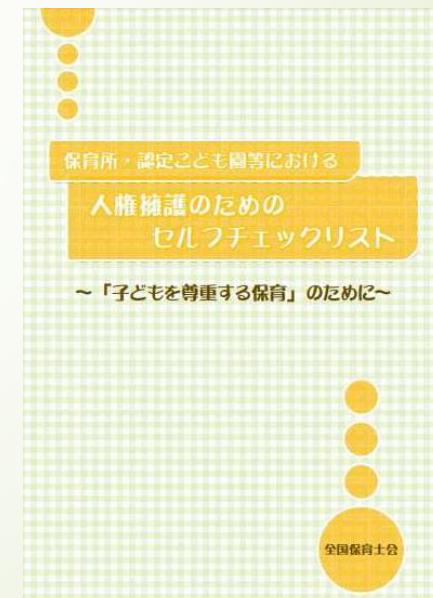
# セルフチェックリストの活用

全国保育士会ホームページ

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

人権擁護のためのチェックリスト

- ◆ より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り
- ◆ 虐待等に該当するかどうかの確認
- ◆ 市町村等への相談
- ◆ 市町村等の指導等を踏まえた対応
- ◆ さらにより良い保育を目指す



## 保育トピックス ～職員による虐待に関する通報義務について～

職員による虐待等の発見時における通報義務等の仕組みが新たに設けられました。これは、子どもや保護者が安心して施設を利用する環境づくりを目的としており、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応を図るもので

### ○虐待等の疑い又は虐待等があった場合の対応

- (1) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに市へ通報する。
- (2) 虐待と疑われる事案を発見した場合には、市へ情報提供・相談を行う。
- (3) 対象となった子どもと保護者、その他の子ども、保護者、施設職員への心理的・身体的ケアを適切に行う。

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課（幼児教育・保育センター）  
電話 042-673-3707

## 指導監督基準 5 保育内容 保護者との連絡等

保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

◆連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。

保護者との緊急時の連絡体制

◆緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。（かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。）

## 指導監督基準6 給食

- ◆ 食器等の適切な衛生管理
- ◆ 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること
- ◆ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること

## 指導監督基準7 健康管理及び安全確保

### (1) 乳幼児の健康状態の観察

- ◆預かりの際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。（視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）
- ◆引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者への乳幼児の状態を報告しているか。

## 指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (2) 職員の健康診断

- ◆ 健康診断を1年に1回受けているか
- ◆ 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により、義務付けられています。
- ◆ 食事の提供（調理）や調乳を行う場合には、その頻度等の実情に応じ、検便を実施してください。
- ◆ 検査結果は適切に保管してください。

## 労働安全衛生規則に基づく、健康診断の検査項目は次のとおり

- ①既往的及び業務歴の調査
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④胸部X線検査及び喀痰検査
- ⑤血圧の測定
- ⑥貧血検査（血色素量・赤血球数）
- ⑦肝機能検査（AST (GOT)、ALT (GPT) 、γ-GTP）
- ⑧血中脂質検査（総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ⑨血糖検査
- ⑩尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- ⑪心電図検査

## **指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (3) 感染症への対応**

- ◆ 利用児童と保育従事者の間での感染予防のための対策を行うこと。
  
- ◆ 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じてください。

# 指導監督基準7 健康管理及び安全確保

## (4) 乳幼児突然死症候群に対する注意①

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

- ・仰向けに寝かせることが重要です。  
乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください。
  - ・預り始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です。

## 〔参考〕

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン  
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
  - ・（都通知）平成30年10月12日付30福保子保第3635号

## 保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/ninka4\\_6\\_f\\_3\\_suimin](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/ninka4_6_f_3_suimin)

#### 睡眠中の死亡事故を防ぐために…



**寝かせることが重要です！**

何よりも1人にしないこと！

- (\* 医学的理由で医師からうつせきをすすめられている場合以外)

  - ★ 乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください
  - ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です
  - ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には—

- わざわざ、荷物を運んでみる等は使用しない。
  - たゞ、それは(モルヒネ)の「おじさん」がかかるので、ふとんかバーの例のセロ、ベッドマリのコード等)を置かない。
  - 口の中に薬がない場合は、  
■ マルクス食べても他の両親がいる場合認する。
  - 子どもの数、職員の数に合わせて、正規的の子どもの吸い体・睡魔状態等を点検することにより、呼吸停止等の危険性を発見し、早期対応。重大事故の予防のための工夫をする。  
等

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋  
＊他にも、適切のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。

## 指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (4) 乳幼児突然死症候群に対する注意②

- ◆ 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する。

睡眠時チェック表のひな型は市のホームページにあります。

現在の場所 : トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > (就学前) 保育園・

幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔
- 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- チェック項目（子どもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）

## 指導監督基準 7 健康診断及び安全確保

### (5) 安全確保

令和5年4月より、以下の点について変更・追加がありました。

#### ◆認可外保育施設指導監督基準 第7- (5) 安全確保

- a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。
- b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的に実施しているか。
- c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。
- d 児童の施設外での活動、取組等のための異動その他の児童の異動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。

以下、略

## 指導監督基準7 健康管理及び安全確保 (5) 安全確保

- ◆安全計画を策定し、当該計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか
- ◆安全計画に定める訓練や研修の受講を定期的に実施しているか

## 指導監督基準8 利用者への情報提供

- ◆ 児童福祉法で「提供する保育内容の掲示」「契約内容等の説明」「契約書面の交付」の義務が課せられています。

児童福祉法第59条の2の2 掲示  
第59条の2の3 契約内容等の説明  
第59条の2の4 契約書面の交付

市のホームページから参考資料を見ることができます。

現在の場所 : トップ > くらしの情報 > 子どもとその家庭 > 保育・教育 > (就学前) 保育園・幼稚園・認定こども園など > その他認可外保育施設 > 認可外保育施設で使用する参考様式・参考資料

## 指導監督基準8 利用者への情報提供

### (1) 施設及びサービスに関する内容の掲示

◆利用者に対し、サービス内容に関する掲示をしているか

○掲示が必要な項目（14項目）

- ①設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名  
事業を開始した年月日
- ②施設の名称及び所在地  
③④保育提供可能時間  
⑤提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- ⑥入所定員  
⑦保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ⑧設置者及び職員に対する研修の受講状況  
⑨保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑩提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容  
⑪緊急時等における対応方法  
⑫非常災害対策  
⑬虐待防止のための措置に関する事項
- ⑭設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

## 指導監督基準8 利用者への情報提供

### (2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

◆次の8項目を全て、利用者に対し、書面により交付する必要があります。

- ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③施設の名称及び所在地
- ④施設の管理者の氏名
- ⑤当該利用者に対し提供するサービス内容
- ⑥保育する乳幼児について契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

## 指導監督基準9 備える帳簿 (1) 利用乳幼児に関する書類等

◆次の7項目の全てが確認できる書類を揃えておく必要があります。

- ①利用乳幼児氏名
- ②利用乳幼児の保護者氏名
- ③利用乳幼児の生年月日
- ④利用乳幼児の健康状態
- ⑤利用乳幼児の保護者の連絡先
- ⑥利用乳幼児利用記録
- ⑦契約内容等が確認できる書類

## 第3章 保育の無償化について

(保育の無償化とは)

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児のこどもたちや、  
住民税非課税世帯の0歳から2歳児までのこどもたちの利用料が無料になる

# 保育の無償化とは

主な無償化対象の施設・サービス

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・幼稚園や認定こども園等の預かり保育事業
- ・認可外保育施設
- ・上記以外のサービス（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、**居宅訪問事業**）

無償化の給付を受けるためには以下の2つが必要です。

- ① 保護者は市から無償化の認定を受けること
- ② 施設（事業者）は、市から無償化の対象施設である確認を受けること  
→市の「確認」を受けた施設は、指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されています。

# 無償化対象施設となるためには

- ①集団指導：認可外保育施設指導監督基準の理解の促進
- ②自主点検表：指導監督基準を満たしているか自己申告
- ③書面審査：自己点検表の内容の調査



- ④指導監査課へ自主点検表及び確認書類等を提出
- ⑤問題なしと判断後、保育幼稚園課から、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を発行

## 給付について

◆保育所、幼稚園等に通っていない、保育の必要性の認定を受けたお子さんが市町村の確認を受けた居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)を利用した場合

月額37,000円(3~5歳児)  
42,000円(住民税非課税世帯の0~2歳児)  
を上限に支払った利用料に対して給付します。

- 事業者は、領収書及び提供証明書を保護者に発行願います。
- 利用された保護者は、施設等利用費の申請書に領収書・提供証明書を貼付し保育幼稚園課に給付申請します。  
保護者の指定口座に振り込みます。

八王子市  
子育て応援サイト

Select Language GO

救急診療 医療機関情報 施設マップ 相談窓口

現在の位置 ホーム > 組織から探す > 保育幼稚園課 > 保育幼稚園課（給付担当）  
> 認可外保育施設を利用するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について【2】

## 認可外保育施設を利用するお子さんにかかる 幼児教育・保育の無償化について【2】

更新日：2024年05月31日

### 無償化の対象範囲（給付限度額）

施設の種別等に応じて、限度額が異なります。（下表はすべて月額上限額です。）

保育を必要とする場合、  
市民税非課税世帯で0～2歳児クラスのお子さんは、施設等利用給付認定新3号認定。  
3～5歳児クラスのお子さんは、施設等利用給付認定新2号認定を受ける必要があります。  
(保育を必要としない場合は、認定を受ける手続きは不要です。)  
保育の必要性の認定を受けるための手続きに関して、詳しくは「認可外保育施設を利用するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について【1】」をご覧ください。

→ [認可外保育施設を利用するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について【1】](#)

**保育幼稚園課（給付担当）**

災害時における八王子市内  
保育所等の臨時休園等のガイドラインについて

家庭的保育者

認証保育所

小規模保育事業

事業所内保育事業

認可外保育施設について

# 保育施設に対する指導監督の組織

(八王子市の場合)

福祉部	子ども家庭部
指導監査課児童担当 (☎042-620-7469)	保育幼稚園課給付担当 (☎042-620-7248)
<ul style="list-style-type: none"><li>・認可外保育施設に対する立入調査・集団指導</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・設置予定者に対する事前指導</li><li>・開設、変更、廃止、各届出受理</li><li>・運営状況報告書の徴取</li><li>・東京都主催の研修案内の送付</li><li>・認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付</li></ul>
	<p>子どもの教育・保育推進課 (幼児教育・保育センター) (☎042-673-3707)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事故報告受付</li></ul>

連携

## 第4章 日々の運営における注意点

## 注意点①

- ・届出事項に変更があった場合や廃止・休止する場合は、「事業内容変更届」を1か月以内に、保育幼稚園課へ提出してください。
  - ◆ 変更等で届出が必要な時
    - ① 事業所の名称及び所在地
    - ② 設置者（管理者）の氏名及び住所
- ・幼児教育・保育の無償化対象となる「確認」を辞退する際は、辞退する日の3か月前までに、「確認辞退届」を保育幼稚園課へ提出してください。

## 注意点②

### ～保育中に重大な事故が発生した場合、速やかに報告が必要です～

- 報告の対象となる重大事故の範囲
  - ① 死亡事故
  - ② 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
  - ③ 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
  - ④ 園外活動時等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案
  - ⑤ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案
  - ⑥ 傷病等により医療機関を受診した場合（軽微なものや1回限りの受診の場合も含む）
  - ⑦ 午睡中や食事中等に気道閉塞・窒息事故が発生した場合
  - ⑧ 食物アレルギー児等への誤食事故が発生した場合
  - ⑨ 異物混入や誤食等、給食が原因の事故が発生した場合
  - ⑩ 誤飲（食べ物以外）、誤食（食べ物）、異物（眼・鼻・耳等）事故が発生した場合
  - ⑪ その他、市が必要と判断した場合
- 第一報は、原則、事故発生の当日に子どもの教育・保育推進課へ。遅くとも翌日までに報告してください。

## 保育トピックス

### ～令和8年度から、こども誰でも通園制度が始まります～

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる

#### 【対象児童】

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の未就学児

#### 【実施施設】

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、企業主導型保育所、認可外保育施設等

参考として、ご確認ください。

八王子市～未就園児すくなく通園事業～

[https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/soshiki/hoikuyochienka/hoikuyochienka\\_kyufutan/to/2821.html](https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/soshiki/hoikuyochienka/hoikuyochienka_kyufutan/to/2821.html)

## 第5章 自主点検表について

# ～自主点検表～

指導監督基準	調査事項	調査内容	施設確認欄		
			点検結果 (指導監督基準 を満たすか否か)	提出書類	保育にあたり、実施していることや気をつけていることなど、具体的な取組を記入してください
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数	a 原則、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること※当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意している時は、例外として、これを適用しないことができる。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない		
	2 保育に従事する者の有資格者の数	a 保育に従事する者が、以下のいずれかであること ・保育士 ・看護師 ・都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（子育て支援員研修）の修了者	<input type="checkbox"/> 有資格者である <input type="checkbox"/> 有資格者でない	□資格証明書	
第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 防災上の必要な措置の実施	火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施されているか。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない		【具体的な取組】 例) 訪問時に、避難経路や消火器等の確認を行っている。
第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。  (チェック内容) (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への誠懇的な関わり（授乳・離乳食・食事の介助、睡眠・休息・排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない	□保育日誌 (直近1名分)	【具体的な取組】
	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。  (チェック内容) 保育にあたっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解し、十分な取組を行っている。  b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない		【具体的な取組】
					(研修名等：集団指導 2024年 月 受講済) 他に受講した研修記録を記載願います。 (印紙タグ等、年、月)

## 終わりに

以上で、令和7年度の居宅訪問型保育事業者に対する集団指導は終了となります。

受講いただき、ありがとうございました。メール等に添付した受講確認票の提出をもって、集団指導の受講終了となります。受講確認票は、2月27日(金)までに、提出をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

